

市民環境委員会会議録

平成18年12月13日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:32

○ 委員長

ただいまから市民環境委員会を開会いたします。

「議案第128号 平成18年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。環境整備課長。

○ 環境整備課長

「議案第128号 平成18年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をさせていただきます。。

平成18年度飯塚市一般会計補正予算書の191ページをお願いします。。

第1条で既に定められております歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれに120万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,778万6千円と定めるものでございます。その内容につきまして、第1表歳入歳出補正予算事項別明細書で説明させていただきます。

194ページをお願いします。

1総括についてでございますが、まず歳入でございます。1款使用料及び手数料で13万4千円を追加いたしまして、1,606万4千円としております。次に、2款財産運用収入で3万2千円を追加し、67万8千円としております。3款繰越金で104万3千円を追加し、104万4千円としております。これによりまして、歳入合計では120万9千円を追加し、1,778万6千円としております。

続きまして、195ページをお願いします。

歳出でございますが、1款総務費で17万5千円を追加し、1,163万6千円としております。

次に、2款諸支出金で103万4千円を追加いたしまして、515万円としております。

これによりまして、歳出合計で120万9千円を追加し、1,778万6千円としております。

続きまして、196ページをお願いいたします。

2歳入でございますが、1款1項1目汚水処理施設使用料で、汚水処理施設使用料現年度分及び市有土地使用料で減額となっておりますが、過年度分、所謂滞納繰越分の収入が増加しましたので134千円を追加し、1,606万4千円としております。

次に、2款1項1目利子及び配当金で汚水処理施設整備基金預金利子が増加しましたので3万2千円を追加し67万8千円としております。

続きまして、3款1項1目繰越金で前年度繰越金104万3千円を追加いたしまして、104万4千円としております。

197ページをお願いします。

3歳出でございますが、1款1項1目一般管理費で電算処理運用委託料が、必要がなくなりましたので全額を減額しております。

消費税につきましては、旧筑穂町で汚水処理施設使用料にかかる消費税の申告をしました結果、当初予定しておりました税額を下回りましたので、その分を減額させていただいておりますが、うぐいす台団地汚水処理施設事務委任負担金が増加したことによりまして、24万9千円追加し、350万2千円としております。

また、1款1項2目施設管理費では、修繕料が1万円増加しておりますが、汚水処理施設維持管理委託業務及び汚水処理施設汚泥採取等委託業務の入札執行残が8万4千円を減額となっ

ておりますので7万4千円減じ、813万4千円としております。

これによりまして、総務管理費全体で17万5千円を追加し、1,163万6千円としております。

次に、2款1項1目基金積立金は、汚水処理施設整備基金積立金及び預金利子積立金が増加いたしましたことによりまして103万4千円を追加し、515万円としたものでございます。

以上簡単ですが、補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第128号 平成18年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正(第1号)」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案150号 飯塚市・桂川町衛生施設組合格約の変更について」及び「議案第151号 ふくおか県央環境施設組合格約の変更について」以上2件を一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。環境整備課長。

○ 環境整備課長

「議案第150号 飯塚市・桂川町衛生施設組合格約の変更について」及び「議案第151号 ふくおか県央環境施設組合格約の変更について」の補足説明をさせていただきます。議案書67ページ及び71ページをお願いします。

今回の組合格約変更の議案につきましては、平成18年6月7日に法律第53号といたしまして公布されました「地方自治法の一部を改正する法律」におきまして、市町村においては、「助役に変えて副市長村長を置くこと。」及び「収入役を廃止し、会計管理者を置くこと。」とされたことに伴い、飯塚市・桂川町衛生施設組合格約及びふくおか県央環境施設組合格約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

規約の変更内容につきましては、議案書69ページの飯塚市・桂川町衛生施設組合格約新旧対照表及び議案書72ページのふくおか県央環境施設組合格約新旧対照表でそれぞれ変更する条文につきまして、記載しております。

主な変更内容につきましては、旧規約におきまして「収入役」とあったものを「会計管理者」に変更するものでございます。

地方自治法におきましては、会計事務の適正な執行を確保するため、収支に関する内部牽制制度として、職務上独立した権限を有する会計機関を設けていること、事務の命令機関と会計機関の分離が不明となり、適正な会計事務の執行の確保に支障をきたす恐れがあることから、組合の事務局長等がこの会計管理者を兼務することについては出来ないこととなっております。

なお、構成市町の会計管理者が一部事務組合において設置された会計管理者と兼務できるかということですが、この分につきましては、地方自治法第287条第2項及び第291条の4第4項の規定により可能であるということとされております。

したがって、従来関係市町の収入役が施設組合の収入役に就任しておりますが、それと同様に関係市町の補助機関の職員が施設組合の会計管理者を兼務することについては、問題ないものと考えております。

以上、簡単でございますが、議案の補足説明に代えさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。議題中「議案第150号 飯塚市・桂川町衛生施設組合規約の変更について」は原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第151号 ふくおか県央環境施設組合規約の変更について」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件の記載のとおり1件について、報告したい旨の報告がっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。行財政改革の推進についての報告を求めます。行財政改革推進室長。

○ 行財政改革推進室長

行財政改革の推進についてご報告を申し上げます。行財政改革大綱及び大綱に基づく実施計画を策定いたしましたのでご報告いたします。

行財政改革大綱及び大綱に基づく実施計画につきましては、各課及び職員からの提案、タウンミーティングやパブリック・コメントの手法に倣って募集しました市民の方々からのご意見、また、行財政改革推進委員会からの答申書及び意見・提言書を尊重した中で、11月6日に開催しました行財政改革推進本部で最終審議を行い、作成いたしております。

まず、最初に、行財政改革大綱についてご説明いたします。

配布いたしております行財政改革大綱の1ページをお願いいたします。

本市財政の危機的状況、行財政改革の必要性など大綱策定の趣旨について記載いたしております。

2ページから4ページにかけては、本市の財政状況。

4ページから6ページにかけては、行財政改革の必要性について記載いたしております。

次に、7ページをお願いいたします。

大綱に基づく実施計画の計画期間でございますが、平成18年度を起点といたしまして平成22年度までの5年間を計画期間といたしております。

なお、必要な時点で随時見直しを行っていくことといたしております。

次に、数値目標でございますが、財政再建団体への転落を回避し、かつ、平成22年度までに単年度収支が黒字となることを目標といたしております。

下段の基本理念でございますが、8ページをお願いいたします。

2つの基本理念を掲げております。〔1〕行財政の簡素化・効率化を図り、安定した行財政基盤の確立。〔2〕市民と行政が協働した自主・自立したまちづくりの推進。

次に、基本方針でございますが、5つの基本方針を掲げ、それぞれの基本方針に基づいて、推進項目を掲げております。

1で行政経営の視点に立った簡素で効率的な行財政運営の確立。推進項目といたしましては、8ページでございますが、(1) 財政の収支バランス改善に向けた行財政の簡素・効率化の推進。

10 ページでございますが、(2) 民間委託等による民間活力の活用。

11 ページでございますが、(3) 公共施設の統合整理及び有効活用等。

12 ページでございますが、(4) 地方公営企業の経営健全化。(5) 外郭団体等(地方公社、一部事務組合、第3セクターなど。)の経営の健全化。

13 ページでございますが、[2] 地域の個性及び特性を生かした一体性・均衡ある発展の確保。推進項目といたしましては、13 ページでございますが、(1) 地域の物的、人的資源を有効活用し、地域の個性及び特性を生かした一体性ある発展の確保。[3] 市民の視点に立った行政サービスの推進。項目といたしましては、(1) 便利でわかりやすいサービスの提供。

14 ページでございますが、[4] 市民との協働(パートナーシップ)による行政運営の構築。推進項目といたしましては、(1) 人権が大切にされ、個性ある市民と協働のまちづくりの推進。(2) 公正で透明性の高い行政運営の推進。

15 ページでございますが、[5] 分権型社会に対応した自主・自立性が発揮できる組織体制の確立。推進項目といたしましては、(1) 時代の変化に即応した柔軟で効率的な組織・機構の構築。

16 ページでございます。(2) 組織のフラット化と庁内分権の推進。(3) 定員管理及び給与の適正化。(4) 職員の意識改革と人材育成でございます。内容の説明については、省略させていただきます。

次に、行財政改革大綱に基づきます実施計画でございますが、実施計画の行政素案を行財政改革推進委員会にご提案申し上げまして、ご意見・ご提言をいただいたものを取りまとめておりますので、別冊になっております意見・提言書をお願いいたします。

意見書・提言書の1ページをお願いいたします。

中段に記載されてありますが、今回の意見・提言については、平成19年度当初予算に少しでも反映できるように短期間で取りまとめたものであり、市が今後策定する大綱等の進行管理については、適宜報告を受け、更に点検しながら1年又は1年半後には公募市民等を含めて再度組織し、抜本的に大綱等の見直しを行う必要があることが付記されております。

また、本委員会では、市議会は議決機関であり、市長の諮問機関である本委員会において、市議会に対する拘束的な意見を述べることは望ましくないという意見が大勢であった旨、記載がなされております。

2ページをお願いいたします。

各委員からの意見が集約されておりますが、その主なものといたしまして、[1] 事務事業の取捨選択の必要性。[2] 市民との対等なパートナーシップの構築。[3] 課税客体の適正把握及び市税等滞納整理対策の実施等の意見・提言が述べられております。

次に、「実施計画」でございますが、別に配付いたしております実施計画をお願いいたします。

実施計画の2ページでございます。

大綱の基本方針及び推進項目に基づいた具体的な推進項目を掲げております。

4ページをお願いいたします。

推進項目の集計表でございますが、一番下の合計欄に記載いたしておりますように、項目数は98件となっております。効果見込額でございますが、平成18年度2億9,941万7千円、平成19年度2億1,961万円、平成20年度2億5,736万6千円、平成21年度3億7,565万6千円、平成22年度4億1,748万円、5年間計で12億9,952万9千円となっております。

次に、別冊になっております行財政改革実施計画(抜粋)一覧でございますが、全庁にまたがるもの、及び市民環境委員会に関連する主なものを、ご説明させていただきます。なお、行財政改革実施計画の(抜粋)で、計画年度の記載漏れがございますので、計画年度一番左から

18年度、19年度、20年度、21年度、22年度の5ヶ年でございます。大変申し訳ございません。記載をお願いいたします。それでは、内容について、ご説明申し上げます。

まず、No.10の「ゴミ袋の形態の見直し」でございますが、これにつきましては、ロール式を採用していますが、ロール式、ガゼット式それぞれメリット、デメリットがございますが、ロール式は購入単価が高いため、平成20年度からゴミ袋の形態をガゼット式に変更するものです。

No.14「同一・類似目的等で設置された公共的団体の統合の推進」は旧4町でございます商工会等その他公共的団体の統合を推進するものです。

No.15「大規模投資的事業の見直し」でございますが、将来のまちづくりを見据えた中で、新市総合計画と整合性を保ちながら、一時凍結を含め、取捨選択して実施することといたしております。

No.18「普通建設事業の見直し」でございますが、厳しい財政状況を踏まえ、削減を行うことといたしております。

No.19「交際費の見直し」でございますが、市長、公営競技事業部、市場管理事務所、教育委員会、農業委員会の交際費の見直しを行うことといたしております。

No.21「その他業務等見直しによる削減」は、物件費等の削減によるものでございます。

次に、ページNo.23の「補助金等の見直し」でございますが、総体的な補助金交付基準を策定し、個々の補助金等の役割、効果等の評価を行い、整理統合・廃止を検討することといたしております。

次に、No.28「手数料の見直し」でございますが、税証明関係事務に係る手数料の見直しを行うことといたしております。

No.29「ごみ収集手数料の見直し」は、可燃ごみの収集手数料を引き上げるものでございます。

No.32「市税等滞納整理対策の実施」でございますが、市税、使用料、貸付金等の徴収率の向上を図るため、集中的かつ計画的に滞納整理対策を講ずることといたしております。

No.37「公の施設の使用料減免の見直し」でございますが、主な公の施設の使用料等減免額の20%削減を図るものでございます。

No.38「市有財産への有料広告の掲載の推進」でございますが、封筒、ホームページ、納付書、検針票等市有財産への有料広告の掲載を推進することといたしております。

No.40「公の施設の使用料の見直し」は、受益者負担の公平性と財源の確保から、使用料の見直しを行うことといたしております。

No.41「公共工事コストの縮減」でございますが、公共工事コスト縮減に関します新行動計画を早期に制定いたしまして、見直し・縮減を図るものです。

No.46「指定管理者制度の活用」は、市民サービスの向上及び管理経費の縮減を図るため制度の早期導入を推進することといたしております。

No.60「公の施設等の利用者増に向けた改善」は、市民の方のご意見・提案を聴くために市民アンケート等を行い、施設の有効利活用策を検討するものでございます。

No.62「外郭団体等との随意契約の見直し」及びNo.63「外郭団体等の統廃合を含めた見直し」でございますが、公社、事業団、第3セクター等につきましては、総務省からの指針に基づいて、随意契約の見直しを行うとともに、統廃合の検討や補助金、委託金の削減を図ることといたしております。

No.64「高齢者、有識者、大学生等の人材活用」でございますが、地域の個性・特性を生かした一体性・均衡ある協働のまちづくりを展開するために、高齢者や学生などが持つ知識・経験、発想を地域に活かすための取り組みを積極的に推進することといたしております。

No.65「イベント等の見直し」でございますが、内容の総点検を行い、経済性や効率性の観

点から最も有効な手法を検討するものでございます。

No.6 9 「市民カードの普及、自動交付機の利用促進」でございますが、市民カードの普及・啓発を行い、広報に努め市民サービスの向上を図ることといたしております。

次にNo.7 3、No.7 4 「行政パートナー制度の導入の検討」、「協働のまちづくりに向けた職員の意識改革と地域活動への参画の推進」でございますが、市民自らが知識、経験、時間を活かして公共サービスの提供するシステムの導入、協働のまちづくりのため地域活動に対する市職員の自主的・主体的な参画の促進などについて、積極的に取り組んでいくことにいたしております。

No.7 8 「広報活動の充実及び個人情報保護の推進」でございますが、市政全般に関する情報の発信と個人情報保護条例の更なる適正な運用に努めるものでございます。

No.8 1 「附属機関である審議会、協議会等委員の選出方法、委員数の見直し」でございますが、効率かつ実効ある審議・審査を行うため、審議会等の設置、運営等の総合的な指針を策定し、女性委員、公募委員の拡大等を図ることにいたしております。

ここにお示しいたしておりませんが、合併によるスケールメリットを最大限に活かしながら、定員適正化計画を策定し、順次実施することといたしておりますが、平成23年度当初には、平成18年度当初と比べ168人、13.9%の削減を目標といたしております。

なお、本年度末での退職者予定者数は、定年退職者22人、退職勧奨による退職予定者48人、その他2人合計72人となっております。

以上が行財政改革大綱及び大綱に基づく実施計画の概要でございますが、大綱等の進行管理につきましては、行財政改革推進本部及び行財政改革推進委員会で行ってまいりたいと考えております。

次に、財政シミュレーションと行財政改革の効果額との関連について、ご説明を申し上げます。財政シミュレーションをお願いいたします。このシミュレーションは平成18年度12月補正予算をベースといたしまして、一定の条件を基に、平成27年度までの10年間で作成いたしておるものでございます。

1ページに各費目の条件を記載をさせていただいております。

なお、このシミュレーションには、国の地方財政対策等が、現時点では不透明な部分が多いため反映させておりません。したがって、今後の結果次第では、このシミュレーションの数値も変動してまいります。

2ページをお願いいたします。

歳出の状況の下段に記載いたしております「歳入－歳出」の欄でございますが、平成18年度は△22億8,300万円、平成19年度以降毎年40億円程度の財源不足が予想されます。当初予算では52億円の財源不足が生じ、財政調整基金や減債基金を取り崩した中で収支バランスを図っているというご説明を行ってまいりましたが、平成17年度の決算、平成18年度の交付税、予算執行状況等を精査し、12月の補正予算を編成いたしましたところ、財源不足額が22億8,300万円となったところでございます。

その主な理由でございますが、最終ページの用紙をお願いいたします。数字を掲げているものでございます。まず、歳入でございますが、[1]市税、主に法人市民税の収入増で約1億7,600万円、交付税の増で約9億3,400万円、国民健康保険会計繰出金の清算で1億8,000円、繰越金の増で約9億5,800万円、歳出でございますが、行政改革の本年度実施分で約2億9,900円、執行残で約4億1,100円等で29億1,700千万円の財源が確保される見込みとなりましたので、財源不足予想額が52億円から22億8,300万円となったものでございます。

なお、下段に平成18年度と19年度の財源不足の比較を記載いたしておりますが、その増減の主なものといたしまして、歳入で国民健康保険会計繰出金の清算分、前年度のみでござい

ますが、これの減が1億8,000万円、繰越金の減が約9億5,800万円、財産収入の減約2億9,700円、歳出で退職手当組合特別負担金の減が約2億5,500万円、地域振興基金積立金の一般財源分の減が2億円、介護保険特別会計繰出金の減が約2億7,100万円、投資的経費の増が5億円、公債費の増が4億3,600万円等で約16億8,900万円の財源不足が上乘せされることが予想されまして、前ページの平成19年度の「歳入－歳出」に記載いたしておりますように、約38億8,600万円の財源不足が見込まれております。

下から2段目の行革効果後の単年度収支でございますが、平成22年度に概ね単年度収支のバランスがとれるように予想いたしておりますが、今回のシミュレーションには記載いたしておりませんが、平成28年度以降は、合併による交付税の特例措置がなくなりまして、毎年20数億円の減少となりますので、このことを念頭に置きながら、今後の財政運営にあたっていかなければならないと考えております。

以上、簡単ではございますが、行財政改革の推進について報告を終わります。それと訂正をさせていただきます。先程、繰越金の減を9億5,800万円と申しましたが、6億5,800万円と訂正させていただきます。すみません。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、市民環境委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。